

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

パーパスの体現や持続的な企業価値の向上、中期経営計画の達成に向けて、迅速な意思決定に資する経営システムの構築を目指すとともに、経営の公正性と透明性を確保し、経営の監督機能等を強化するためコーポレート・ガバナンスの強化に積極的な投資をしていく必要があると考えております。そのためには、規律の確立や独立性の確保、業務執行を監督するための体制整備が重要であると考えており、優先的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
春日 博文	4,066,000	36.54
丸山 侑佑	391,440	3.52
セントラル短資株式会社	369,800	3.32
新沼 吾史	303,600	2.73
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	297,100	2.67
株式会社チェンジ	269,100	2.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	268,100	2.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	236,049	2.12
西村裕二	234,800	2.11
株式会社SBI証券	217,500	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース、福岡 Q-Board
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small>	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
富岡 大悟	公認会計士												
大森 愛久美(伊田 愛久美)	弁護士												
馬淵 邦美	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富岡 大悟			該当事項はありません。	公認会計士として大手監査法人にて監査業務に従事したほか、事業会社における最高財務責任者(CFO)、M&Aアドバイザー会社での経験と、会計、財務、M&A分野における豊富な経験と高い専門性を有していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 また、貴証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
大森 愛久美(伊田 愛久美)			伊田氏が過去在籍していたサイボウズ株式会社のツールを当社は利用しておりますが、一般消費者としての通常取引となります。	弁護士資格を持ち、複数の事業会社及び法律事務所にて法務業務、M&A、ベンチャー企業等の幅広い法務分野の対応をし、法務、コーポレート・ガバナンス分野における豊富な経験と高い専門性を有していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 また、貴証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
馬淵 邦美			該当事項はありません。	マーケティング業界での複数の事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。 また、貴証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社の新株予約権68個(普通株式6,800株)を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、同氏と当社との間に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、現在監査等委員会の職務を補助すべき者を選任していませんが、必要に応じていつでも設置することができ、その場合、補助者の指揮命令権は監査等委員会が有します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、取締役会直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が、内部監査を実施しております。
当社では、良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査(監査等委員会監査、会計監査、内部監査)を実施し、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。
監査等委員である取締役と会計監査人は、四半期毎に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。
監査等委員である取締役と内部監査室は、原則月次で会合を持ち、年度監査計画の調整、監査結果の検討、合同監査など効果的な監査の実施に努めております。
会計監査人と内部監査室は、四半期毎に会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、協議を実施しております。
上記を踏まえ、原則四半期毎に三様監査会議を開催し、各監査間での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	2	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社では、取締役会の諮問機関として、社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会と、社外取締役を含む取締役で構成する指名委員会を設置しております。
当期においては、指名委員会は、連結子会社の役員選任、代表取締役選任、またそれらに向けた教育方針の決定を中心とした審議、報酬委員会は、当社取締役及び連結子会社の役員報酬等を中心として審議を実施いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブとして、取締役、従業員に対し、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、任意の報酬委員会の諮問を経て、報酬決定方針に則り取締役会決議により決定しております。
同委員会では、責任、役割、貢献度、所有株式数等を鑑み、各取締役の報酬等を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

経営管理部門より、取締役会の開催に際して、事前に議題及び関連資料を社外役員含む全取締役に送付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法に規定する機関として、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会や日常業務の活動方針を審議する経営会議を設置しております。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)2名、監査等委員である取締役3名(独立社外取締役3名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、2022年6月23日開催の第11期株主総会において、取締役会議長を代表取締役社長以外が務めることを可能とする旨の定款変更を実施しており、現在は代表取締役社長(CEO)以外の取締役が議長を務めております。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、取締役3名で構成され、3名すべて独立社外取締役であります。毎月開催される監査等委員会に加え、必要に応じて臨時委員会を開催しております。各監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、構成員として取締役会での議決権を持つことで、取締役会の業務執行の監督を行っております。また、財産の状況の調査、会計監査人の選解任や役員報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。

各監査等委員は、取締役の業務執行に関する意思決定の適合性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行い、会計監査人の選解任の可否について検討しております。

ハ. 監査法人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

ニ. 経営会議

当社では常勤取締役及び執行役員等の経営陣による経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役社長の諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。なお、当社では適正な運営のため、常勤の監査等委員を設置していないことも鑑み、議題および議事録においては取締役会議長及び監査等委員会との直接の報告ルートをもつ内部監査室において確認することとしており、監査等委員である取締役も常時情報取得が可能な体制としております。

ホ. 指名・報酬委員会

当社では、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役で構成される任意の指名委員会、報酬委員会を設置しております。

<指名委員会>

当社事業戦略においてはM&A等により、グループ企業が増加傾向にあることから、連結子会社の役員選任、代表取締役選任、またそれらに向けた教育方針の決定を実施しております。またこれらの審議にあたっては執行部による情報提供が重要であることを鑑み、代表取締役社長をはじめとする監査等委員でない取締役を構成員としております。なお、2023年3月期においては、公正性と透明性の確保に向け監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役等の選任プロセスの再設計を実施するとともに、連結子会社役員に向けたコンプライアンス研修等の実施にあたり方針の決定を執り行いました。なお、現在の構成員は独立社外取締役が過半を占める体制ではないため、当委員会においては取締役会等から特別な権限移譲は実施せず、独立社外取締役が過半数を占める取締役会での審議及び決定するための議案検討を役割としております。

<報酬委員会>

役員報酬に関する透明性・客観性を確保することも目的としており、当社取締役に留まらず連結子会社の役員報酬等に関しても積極的な関与、諮問を行っております。なお、独立社外取締役が過半数を占める構成ではありますが、委員長を業務執行取締役が務めていることから取締役会等から特別な権限移譲は実施せず、独立社外取締役が過半数を占める取締役会での審議及び決定するための議案検討を役割としております。

ヘ. コーポレート・ガバナンス委員会

当社は取締役会を含む当社経営体制及び経営判断の公正性と透明性を確保するため、またかかるガバナンス機能の有効性を維持、向上を目指すべく、取締役会議長と監査等委員会委員長を主な構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。当委員会ではコーポレート・ガバナンス・システムの確立に向け、規律の設計や各種委員会のモニタリング、取締役会における重要事項の審議の十分性について検討し、経営及びコーポレート・ガバナンス全体を評価する役割を担っております。

ト. 内部監査室

当社では取締役会の下位機能として、内部監査室を設置しております。内部監査室では内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視しております。また、内部監査室は監査等委員会との定期的な会合を設け、積極的な情報共有を実施する体制を整えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、取締役2名、監査等委員である社外取締役3名の体制であります。監査等委員である社外取締役は、監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけであります。

当社の事業規模やスピードを勘案し、監査等委員である取締役によって経営への監督機能を確保しつつ、業務執行の効率化を図ることが、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に繋がるものと判断し、現状の体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知作成の早期化等の社内体制の整備を行うなど株主総会招集通知の早期発送を心がけております。 また、発送に先駆けて、株主総会招集通知を当社HPにて早期掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んで参ります。事務日程、会場の予約状況を勘案の上、開催日を決定しております。 また、最も集中する午前を避け、午後の開催としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後の課題として検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、邦文のみでの提供となっておりますが、今後の検討課題と考えております。
その他	定時株主総会終了後、「株主様との対話の会」を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、毎四半期の決算発表後において、定期的に決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行っております。また、上記に加えてスモールミーティング等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書等および適時開示書類等の法定開示資料に加え、説明会資料、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務IR部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現状、ステークホルダーの立場の尊重についての規程はございませんが、ディスクロージャーポリシー等の作成を検討してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はすべてのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行うことは当然の責務であると考えております。そのため、会社ホームページ及びその他さまざまな方法において、適時適切に公平に情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を複数名選任しており、社外取締役が過半数を超える体制を整備している。
 - (2) 内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査室を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制として経営陣と内部監査室で構成される内部統制委員会を配置する。
 - (3) 「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、コンプライアンス委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。
 - (4) 業務執行取締役は法令または定款に関する違反が発生し、または、その恐れがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項
 - (1) 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理委員会を設置し、予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えている。
 - (2) 不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置のうえ、迅速に対応する。
 - (3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
 - (2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
 - (3) 取締役会の実効性及び効率性を重要視し、代表取締役に限らず、適任者を議長として選任する体制を整えている。
 - (4) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成される指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高める。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
 - (2) 各子会社には原則として取締役及び事業責任者を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。
 - 2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループ全体のリスクについては各子会社の取締役社長および当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。
 - (2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社毎に取り決める。
 - 3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
 - 4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、取締役会等への出席を通じて職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。
 - (2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。
6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査等委員会に事前の同意を得る。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
7. 補助者の独立性、支持の実効性の確保に関する体制
 - (1) 監査等委員会の補助者は監査当委員会の指揮命令に従う。また補助者の身分確保を明文化する。
8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社は、監査等委員会に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 - (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
 - (1) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
 - (2) 監査等委員会がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに支出する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員会監査の環境整備に努める。

- (2) 監査等委員会は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (3) 経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関として構成員の過半数を社外取締役とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶しております。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規程の整備状況

当社は、上記考え方のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

b. 対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を法務部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

c. 反社会的勢力排除の対応方法

1. 新規取引先・株主・役職員について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

2. 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

d. 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

e. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

f. 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

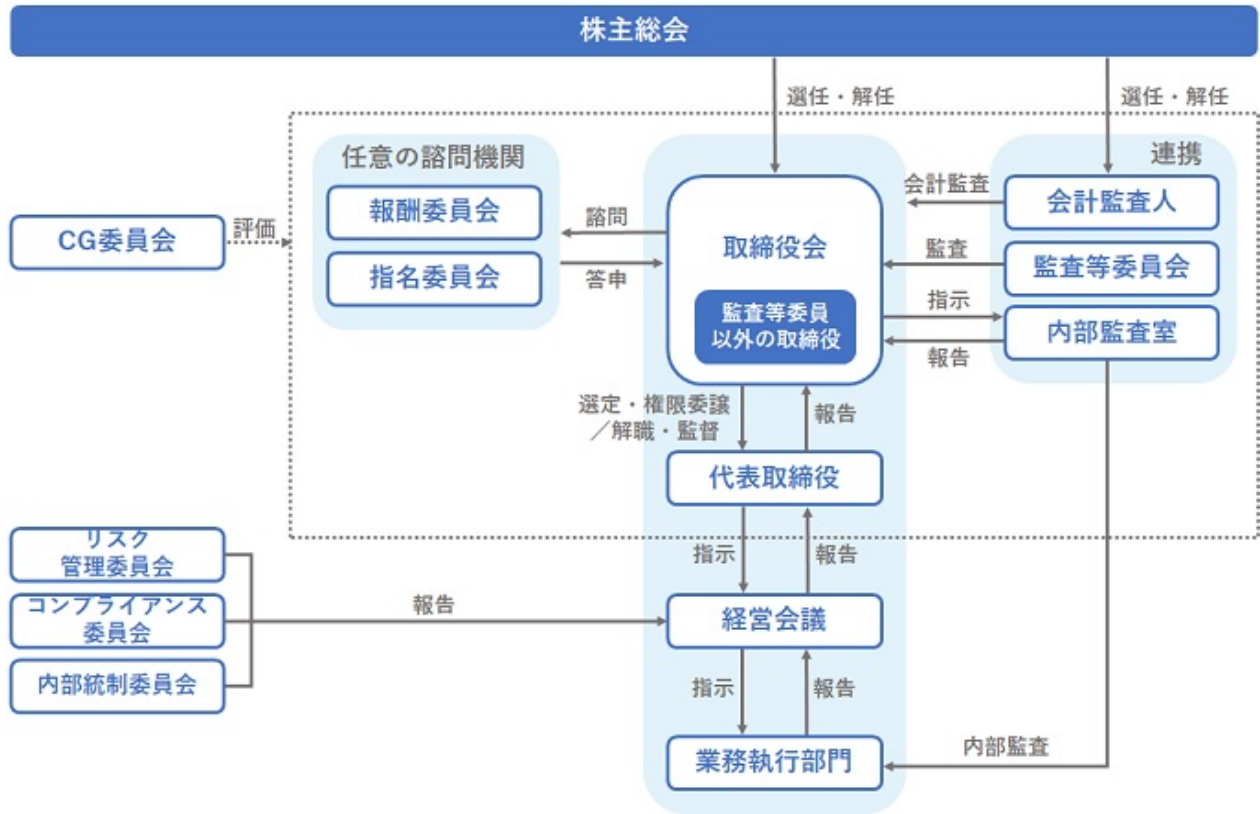
なし

該当項目に関する補足説明

格別の買収防衛策を導入しておりませんが、当社の株主の共同の利益又は企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策の導入を検討し、導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

